

# 令和6年大和市農業委員会第2回総会議事録

令和6年2月16日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
3番 渡邊カク委員	10番 遠藤一直委員
4番 青木裕一委員	11番 田邊義之委員
5番 小川道子委員	12番 木村賢一委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

## 2. 本日の欠席委員

2番 柏木明委員	13番 上野岩雄委員
----------	------------

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第5 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出に

ついて

日程第 6 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による使用貸借権設定の届出について

日程第 7 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

日程第 9 議案第 4 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による使用貸借権設定の届出について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

議案第 4 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 2 月大和市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、5 番、小川道子委員、8 番、山口喜充委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局次長 総会資料 1 ページをごらんください。

2 月 2 日、大和市地場農産物消費拡大推進委員会視察研修会が開催され、眞壁職務代理が参加されました。

2 月 7 日、地域農業の担い手との懇談会及び野菜栽培講習会が開催され、柏木会長、眞壁職務代理が出席されました。

2 月 9 日、大和市農業振興懇話会が開催され、柏木会長、眞壁職務代理、木村副部会長が出席されました。

続いて、県許可等の状況でございますが、令和 5 年第 12 回総会、議案第 25 号の上草柳における所有権移転及び同総会議案第 26 号の上和田における使用貸借による権利設定につきましては、いずれも令和 6 年 1 月 19 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私のほうから若干ご報告させていただきます。

2 月 2 日でございますが、地場農産物消費拡大推進委員会視察研修会が開催されまして、千葉の木更津ファームというところに行ってきました。ハウス栽培で国産のバナナを栽培されているところを視察に行ったのでございますが、

年間大体3万5,000本から4万本のバナナの収穫があり、地元の道の駅であるとか、皆さんご存じのように、食べチョコサイトとか、そういったネットを使ったサイトとか、あと、ふるさと納税等でも販売をしているという形です。皮が薄くて皮ごと食べられるというバナナになっておりますけれども、ちょっと一般のバナナよりお値段が高いのですが、いろいろなところで普及しているということでございます。

続きまして、2月7日でございますが、地域農業の担い手との懇談会及び講習会が、農政課主催により開催されました。出席者は、認定農業者、認定新規就農者、JA、農業委員会、農政課、計約20名でございました。議題でございますが、(1)地域計画の策定についてと現場の課題等について意見交換がされました。(2)として、野菜栽培講習会は、県農業技術センター普及指導部から、病害虫と酷暑対策について講義をいただきました。

なお、後ほど農政課から地域計画につきましては説明が予定されておりますので、内容は省略させていただきます。

続いて、2月9日でございますが、大和市農業振興懇話会が、さがみ農協の主催で、懇話会設置要領に基づき平成11年10月より実施しており25年になります。コロナ禍で4年振りの開催となりました。市長のあいさつの後、県政総合センターから令和6年度当初予算案主要施策の概要について、また、農業技術センターから令和5年度の県農業技術センター大和市関連の普及指導課題について、そして、農政課からは大和市の農地の状況と地域計画について、大和営農経済センターからは大和の名産品に向けた取り組みについて説明がありました。この名産品というのは、ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、曲がりネギの資料がありまして、そのご説明がございました。

以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第4号についてご説明いたします。議案書1ページの2件が

ありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付しました。

なお、受付番号1番については、報告第6号、受付番号5番と関連しています。受付番号2番については、議案第2号、受付番号1番及び議案第3号、受付番号6番と関連しています。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続きまして、日程第4、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第6、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明説明します。

報告第5号については議案書2ページの5件が、報告第6号については議案書3ページの6件が、報告第7号については議案書4ページの1件がございました。案内図は総会資料の4から8ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 それでは、何点か確認のため質問をさせていただきます。まず、5号の1番ですけれども、これは図から見まして建て替えということになるのでしょうか

か。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 報告第5号の受付番号1番についてですけれども、こちらは、既存で2棟共同住宅が建っているということで届出が出ています。建て替えについてご予定があるかどうかというところまでは伺っていません。

○木村委員 要は、地目の変更ということで出たということですね。

○議長 事務局。

○事務局 はい、そのとおりです。

○木村委員 では、同じように、3番についても、これは地目が田になっていますけれども、これも、今まで地目変更がされていなかったのが今回出されたら、そういうことでいいということですか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりでございます。

○木村委員 それと、あと1点確認。報告第7号ですけれども、これについては、見たところ親子関係の貸し借りなのかということですが、それに間違いはないのかどうか確認させていただきます。

○議長 事務局。

○事務局 所有者が父親で、現在使用しているのが息子さんというご関係です。

○議長 その他、質疑、意見はございますでしょうか。  
よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号をご説明いたします。議案書は5ページ、資料は10から11ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料10ペー

ジの斜線で示しております。地目は畑で、現況は畑となっております。転用目的は駐車場で、申請地の隣地で運送業を営む法人に貸し出す計画です。当該法人の現在の駐車場は、27台のトラックを敷地に詰め込む形で使用されています。出勤した社員の自家用車と営業用トラックの入れ替えの際はスペースに余裕がなく、また、今後の事業拡大のためには増車が必須でありながら、既存面積では限界を迎えており敷地拡張が必要な状況です。申請地を転用することにより、2トン車3台、4トン車15台、10トン車5台を増車することができ、今後の売り上げ計画に対応できるとのことです。

申請人は、農家世帯として8,000㎡程度を両親と3人で耕作してきましたが、平成30年の父の相続後、母が寝たきりとなり、介護に追われ耕作できていない状態が続いておりました。母も昨年秋に他界し、1人で農地を管理するには体力的に厳しいことから経営面積を縮小する必要があります。一部の農地については、この後の議案第3号で諮るものですが、農政課に農地の賃借相談を行っていました。その状況下で、隣地に営業する法人から敷地拡張の相談を受け、やむを得ずこれに応じることになったとのこと。借受予定法人の既存駐車場と隣接しているため、位置は妥当であると考えます。また、借受予定法人が希望する増車台数を駐車する面積も妥当であると考えます。

被害防除として、東側隣接農地側にはコンクリートブロック2段積みの擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎ、砂利敷仕上げとし、雨水は浸透ますを設置し敷地内処理をする計画です。農地の区分はおおむね半径500m以内に公共施設が2つ以上あり、水道管、下水管の2種が埋設されている幅員4m以上の道路に接していることから、第3種農地と判断いたしました。

令和6年2月1日に、申請人、代理人、岩崎委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。  
岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 2月1日に私と事務局と一緒に現地に赴きました。今回の申請人とお会い

し、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明のとおりです。本申請の意思確認をし、申請地の隣地で運送業を営む法人のための駐車場として利用していく旨の返答を受けました。また、現地の境界周辺への被害防除等、申請人から直接確認することができました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 今、説明いただいたので確認なのですが、私も頻繁にこの道路の前を通っているのですが、現地の業者が利用されるということですが、当然、ブロック積みで周辺に迷惑はかからないようにしており、問題ないと思うのですが、具体的には、持ち主と借主が直接契約してやるような、それとも間に不動産業者等が入って貸し借りするのか、ちょっとその辺を確認させてもらいたいと思います。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 本件については代理人が立ってしまっていて、代理人は不動産会社の方です。恐らく間に入っているとは思いますが、基本的には、お隣同士ということで直接お話もしていらっしゃるご様子だというのは伺いました。

○議長 ほかがございますか。木村委員。

○木村委員 例えば、残土とかを扱っている業者が借りるのか、それとも、トラックでセブンイレブンなどの車もとまっている、そちらが借りるのか、その辺がわかれば。

○議長 事務局。

○事務局 常温と低温の運送業をやっているということは伺っているのですが、いわゆる配送業でいらっしゃるのか、残土等のお取り扱いはない業者です。

○議長 木村委員。

○木村委員 では、配送業の方に貸す、そういうことですね。

○議長 事務局、お願いします。

- 事務局 はい、そのとおりです。横浜に本社がある企業ではあるのですが、大和と茨城と千葉の3拠点で営業されていらっしゃる、もう20年以上営業している法人になっていらっしゃいます。
- 議長 ほか。木村委員、お願いします。
- 木村委員 それをお聞きして安心しました。
- 議長 そのほか。長谷川委員。
- 長谷川委員 その借りる法人というのは、この南側に位置する会社で間違いないでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 はい、そのとおりです。地図にお示ししている法人の名前のとおりです。
- 議長 長谷川委員、お願いします。
- 長谷川委員 転用目的が露天駐車場となっているのですが、これを一体として利用すると考えた場合に、建物の位置がよくないとは思うのです。業者としては、恐らく端に寄せようかという話があると思うのですが、この露天駐車場の場所を移す可能性はあるのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 既存の事務所がある、地図でお示ししている建物はそのまま、その北側に今の境界にはブロック塀があるので、それもそのまま活用されるということで、既存のものは既存で、新規のものは新規という形で、一体的には使わないということでいらっしゃいます。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 そうしますと、転用目的の露天駐車場のみに使用するというのは間違いないですね。
- 議長 事務局。
- 事務局 そのとおりです。
- 長谷川委員 ありがとうございます。
- 議長 池田委員。
- 池田委員 先ほど説明をいただいたのですが、4条関係の農地転用だと思うのですが、この場合は、先ほどブロック等で土砂の流出を防いだり砂利というこ

とですけれども、この整地に当たっては、これは、例えば土地の所有者が整地するのですか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 4条許可申請ですので、所有者側が整備をして駐車場に整えてから貸すということになります。

○議長 池田委員。

○池田委員 あと、附帯して質問ですけれども、5条はどのようなのですか。

○議長 事務局。

○事務局 5条になりますと、例えば5条許可、賃借権の設定で申請が来る場合は、借り手のほうがお金を出して土地を整備して整えるという形になります。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決をしまいたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第8、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

それでは、受付番号1から4及び6番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、受付番号1番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は12から13ページでございます。

大和市長から、令和6年1月30日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,746㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、使用貸借権を設定して水稻を栽培する計

画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在6, 227㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年1月11日に荒井委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号2番についてご説明いたします。こちらにも継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和6年1月30日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は3, 302㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在21, 626. 39㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名で農業経営を行っております。

令和6年2月2日に柏木会長と事務局で現地へ赴き、貸人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号3番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書は6ページ、資料は16から17ページになります。

大和市長から、令和6年1月30日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1, 604㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機など農機具を所有し、現在8, 015㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年1月31日に保田委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号4番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は18から19ページになります。

大和市長から、令和6年1月30日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は2, 712㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日か

ら令和11年3月31日までの5年間、使用貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在8,015㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年1月31日に保田委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号6番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は22から23ページになります。

大和市長から、令和6年1月30日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は4,023㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は横浜市の農家において農業研修を経て、横浜市に認定新規就農者として認定され、4月1日より就農します。横浜市内での借受面積が少ないことから、大和市内でも農地の借り受けを希望され、既に貸付希望していた当該農地所有者とマッチングに至りました。耕運機など農機具については青年等就農資金の活用で購入予定となっております。農業経営者1名、農業専従者2名の計3名で農業経営を行うこととなります。

令和6年2月1日に岩崎委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、受付番号5番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、受付番号5番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書7ページ、資料は20、21ページになります。

大和市長から、令和6年1月15日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は961㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画

です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万4,930㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者28名で農業経営を行っております。

令和6年1月22日に田邊委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。この計画の内容は、借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1番について、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 受付番号1番について、1月11日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号2番について、柏木会長欠席のため、事務局にて代読をお願いいたします。

事務局。

○事務局 代読させていただきます。

受付番号2番について、2月2日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

○議長 次に、受付番号3番、4番について、保田委員、お願いします。

○保田委員 受付番号3番、4番について、1月31日に事務局と現地へ赴き、受付番号4番の貸人と3番、4番の借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号5番について、田邊委員、お願いいたします。

○田邊委員 受付番号5番につきまして、1月22日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし内容を確認しました。現地は適正に管理されていることから、本件の貸借の更新については問題ないと思われまます。

私からは以上であります。

○議長 次に、受付番号6番について、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 受付番号6番について、2月1日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、貸し付けることに問題ないと思います。

また、事務局農政課において、借人と新規就農の要件があると判断したことを踏まえ、借人から経緯や農業に関する意欲を聞き取りました。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 1点だけ確認させていただきます。6番の件ですけれども、こちらの取り組みについては一部、2筆ほど残して貸すということになってはいますが、図面と現地を見たのですけれども、どういう理由で2筆の一部を残したのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 こちらが建物の右側のほうが農機具小屋になっていまして、地図でいいますと、隣接する形で細長く四角い建物が描かれているかと思うのですけれども、細長い建物が豚舎になっていまして、中はまだ所有者の荷物がたくさんあるような状態でとても貸せる状態ではありません。また、農機具小屋については、まだ貸人のほうで3,000㎡程度管理しなくてはならないところが残っていますし、ご自身の農機具が入っているということで、今回は貸付地としては設定しなかったということになります。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。

それで、今回初めて新たに経営を始めるということで、現在は面積ゼロですが、年齢が27歳と非常に若い人で、先ほどの説明では、農政課のほうから非常に評価されている方のようなようです。将来楽しみにしておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

- 議長　　その他、質疑、意見は。長谷川委員。
- 長谷川委員　　同じく6番ですけれども、これから認定新規就農者ということで機材などをそろえるということなのですが、その他機材はどこに置くのでしょうか。
- 議長　　事務局、お願いします。
- 事務局　　トラック等を購入される予定も聞いているので、ご自身のご自宅のほうに保管されることもあろうかと思いますが、恐らくは、こちらの畑の一角に置くご予定になろうかと思います。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　この方のご自宅のほうだと、ちょっと農機具を置くようなスペースはないのような、航空写真などで詳しくはわからないですけれども、なので、このどこかに置くことになると思うのですが、そうすると、ここへの農機具の進入、もしくは収穫したものを出すときに、要するに通作の方法はこの土地についてはどのように計画されているのでしょうか。
- 議長　　事務局、お願いします。
- 事務局　　車で通作なのですけれども、比較的川の向こうで近いということで問題はないと思います。ここの畑に乗り入れる方法としましては、地図上に点線で示しております通路がありますので、そこを活用して入ってこられる形です。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　地図上の点線といいますと、この①の数字がかぶっているところの点線ですかね。
- 議長　　事務局、お願いします。
- 事務局　　そのとおりです。①の数字がかぶっているところの点線が、L字になって北側に伸びて道路のほうに接しています。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　この図面どおりにいきますと、接合点はくっついていなさうなのですけれども、そうすると、また別の方の土地を入ってくる、もしくは利用権設定する方のところをちょっとかすめるような形になるのでしょうか。
- 議長　　事務局、お願いします。
- 事務局　　ご指摘のとおりです。この点線というのは所有者の敷地内ということであり

ますので、貸手がここを通過していいということの了解を得た上で貸し付けているという形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、北側のところですけども、今回お貸しにならなかったというところですが、これは中身を片づけていない、もしくは農地をきれいにして、またこの設定を受ける方が継続してやりたいという場合には、そちらにお貸しする意思というかお話などはあるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 まだ貸し付ける予定とか見込みは立っていないのですけれども、恐らく、もしそういった相談があれば、今回の借人が手を上げる予定になろうかと思いません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 またちょっと話は違う方向になると思いますけれども、利用権の設定を受ける者というのが法人になっていらっしゃるんですが、この法人は何か別の事業をされているのですか。それとも、この事業の目的のために設立された法人なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この事業を行うために設立された会社になっています。ほかに農業専従者2人とありますけれども、現在3人で、農業者としてスタートするという形でやられるそうです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 今度新規ということなのですけども、以前、認定就農者の方に県から指摘があったのですが、販路やそういったもののサポート、もしくは聞き取りであらかじめ決まっているのか、そのあたりの事情はご存じでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この6番の法人については、有機でやっていくスタイルになります。それで、販路については通販の事業をやるという形です。基本的に、保土ヶ谷区と瀬谷区、大和市をターゲットにして、自分たちで受注したものを運んで届けるという形で営業していくということは聞いています。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほか、質疑、意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号5番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号6番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号6番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第9、議案第4号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第4号についてご説明いたします。

この法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

大和市長から、令和6年1月30日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は8ページ、資料は24から25ページになります。

継続の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は3,699㎡です。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、使用貸借により権利を継続して設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在8,015㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

今回の一定の要件とは、申請都市農地において生産された農産物等を、主として市内で販売することによりますが、生産された農作物を市内や隣接市の飲食店や個人宅への直送販売をすることの計画となっておりますので、内容としては妥当と判断します。

令和6年1月31日に、保田委員と事務局とで借人及び貸人立会いのもと現地等の状況を調査いたしました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

保田委員、お願いします。

○保田委員 議案第4号について、2月1日に私と事務局で、貸人の代表者及び借人にお会いし現地を確認いたしました。今回の件については問題ないと思われま

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 1点確認させていただきたいのですが、去年3月28日に初めてこの案件が出てきたと思うのですが、ご相続が起きたということでしょうか。

以上です。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 継続する直前にご相談に上がったときには、ご相続が発生していたということで、今後のことがまだ見えていないということでありますので、今回の契約期間は1年という形でご希望がございました。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 そのことは当然、借りる方は十分承知しているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 承知の上、今回1年延長で継続させていただくということになっています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 もしわかるならですけれども、次回以降どうなるのか、意向としてはまだ不明ですかね。

○議長 事務局。

○事務局 遺産分割協議ではこれからということなので、今後の状況というのはまだお話しいただけていないです。ただ、このままある程度の広さのある農地がなくなってしまうというのは、なかなかつらいものがあるかと思いますので、代替

地を積極的に探して、もしここが打ち切りとなれば、ご案内していくような形でお支えしようと思っています。

以上です。

○議長 そのほか、質疑、意見はございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 航空写真と見比べると、若干施設の位置とかにずれがあるのですが、露地の部分のみを使うという認識でよろしいのでしょうか。

この地図ですと建物が1棟丸々という感じなのですが、航空写真を見ますと、隣地になるのでしょうか、建物が4棟くらいあるのですね。これの形状、やはり住宅ではないので適当に描いてあるところはあると思うのですが、農地のみを貸借という、これはまた別の隣地の施設という認識でよろしいのですか。写真に写っている左側の小さく写っている農地だと思いますが。

○議長 事務局。

○事務局 25ページの写真をごらんになっていただくと、少しだけ軽トラが写っている下側の写真、ハウスの横にフェンスがあるかと思います。フェンスで仕切られている貸付予定地のほうは何ら建物は入っていないので、露地を植えるための敷地になっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この対象の土地の西側に三角形の畑ですか、何かあると思うのですが、これは農地なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この三角形の半分から下は実は生産緑地で、別の方が所有権を持って使っています。上側の新幹線に接する形の小さい三角性の部分ですが、そこはまた別の所有者の方の土地でして、そこは農地ではないです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 更新の案件なので今まで問題なければ大丈夫だと思うのですが、その方たちは、多分、通作するとなると今回の方のところを歩いていくと思うのですが、そこは問題ないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 新幹線とこの農地との間に通路があるので、そこを介して中に入って行って

いるご状況です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、現状トラブルなく皆さん利用されているという認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 ほかよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 では、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第4号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

議案第4号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年2月大和市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会